

令和7年度(2025)「環境アセスメント士」認定資格試験問題

<共通科目Ⅱ-1:共通基礎>(択一式)

<共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理>(択一式)

(問題解答上の注意事項)

- 「共通科目Ⅱ-1:共通基礎」の問題は、Ⅱ-1-1からⅡ-1-20までの20問があります。
「共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理」の問題は、Ⅱ-2-21からⅡ-2-30までの10問があります。合計で30問となっています。30問全てにお答えください。
※ 解答欄は、40までありますが、31から40までは使用しませんので、注意して下さい。
- 問題(5者択一式)の解答は、問題末尾番号(例えばⅡ-1-5では、末尾の5)に従って、解答用紙の解答番号に該当する欄に、1つだけ解答マークをしてください。
(複数マークの場合は、採点対象になりませんので注意して下さい)
- 試験時間は、15時15分～16時45分の、1時間30分です。
 - ・ 15時45分までは、退出できません。
 - ・ 15時45分以降は、退出できます。退出する場合は、解答用紙を前方においてある回収箱に入れ、静かに退出して下さい。
一度退出したら、再入室はできません。
 - ・ 16時40分以降は、退出はできません。時間まで静かにお待ちください。
 - ・ 16時45分に、試験は終了します。解答用紙を回収箱に入れ、退出して下さい。
- 試験問題は、お持ち帰り下さい。
- 解答を始める前に
 - ・ 解答用紙に、**氏名**をお書き下さい。
 - ・ 解答用紙に、選択した試験部門に○を付けてください。
 - ・ 解答用紙に、**受験番号**を記入して下さい。

※ 指示があるまで、問題用紙を開かないで下さい。

<共通科目Ⅱ-1:共通基礎>

II-1-01 「環境影響評価法」の目的規定に関する次の記述のうち、誤っている下線部分を選びなさい。

この法律は、①土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について②事業者の責務を明らかにするとともに、③規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための④手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた⑤環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

II-1-02 「環境影響評価法」に定める次の手続きのうち、誤っている下線部分を選びなさい。

事業者は、①評価書に記載されているところにより、環境の保全についての②適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

2 この章の規定による③環境の保全に関する審査を行うべき者が事業者の地位を兼ねる場合には、当該審査を行うべき者は、当該④審査に係る業務に従事するその者の職員を当該事業の実施に係る業務に⑤従事させるように努めなければならない。

II-1-03 「環境影響評価法」に定める条例との関係に関する次の規定中、①～⑤に入るるものとして誤っているものを選びなさい。

この法律の規定は、【①】が次に掲げる事項に関し【②】で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 一 【③】及び【④】に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 二 第二種事業又は【⑤】に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

- ① 地方公共団体
- ② 条例
- ③ 第一種事業
- ④ 対象事業以外の事業
- ⑤ 対象事業

II-1-04 「環境影響評価法」に基づく環境影響評価の図書類に係る手続きに關し、次の記述のうち、誤っているものを見びなさい。

- ① 事業者は、環境影響評価に係る方法書、準備書、評価書を作成したときは、いずれの場合についても、その旨を公告するとともに、公告の日から起算して1ヶ月の縦覧に供しなければならない。
- ② 事業者には、方法書及び準備書の説明会を開催することが義務付けられている。
- ③ 住民等は、環境影響評価に係る配慮書、方法書、準備書、評価書の公告・縦覧を受けて、いずれの図書についても、事業者に対して意見を述べることができる。
- ④ 環境影響評価書は、それを受理した許認可等権者によって、必ず環境大臣に送付されなければならない。
- ⑤ 都市計画に係る環境影響評価については、環境影響評価準備書の公告・縦覧は、都市計画案の公告・縦覧と同時に行うものとされている。

II-1-05 「環境影響評価法」の定める次の手続きのうち、誤っているものを見びなさい。

- ① 方法書、準備書はそれぞれの段階において、住民から意見書を提出する機会があるが、評価書については意見書を提出する機会はない。
- ② 方法書、準備書などの公告・縦覧は直接事業者から住民に対して行われ、これに対する意見書も直接住民から事業者に提出される。
- ③ 環境配慮書、方法書、準備書、評価書はそれぞれの段階において、住民に公告・縦覧される。
- ④ 方法書に対して直接意見を述べることができるのは、住民と都道府県知事であるが、事業による影響地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られる場合は、当該政令指定市の長が直接意見を述べることができる。
- ⑤ 住民に対して説明会が義務付けられているのは、方法書、準備書、評価書の中で、方法書、準備書である。

II-1-06 「環境影響評価法」に定める第1種事業に該当する事業として、政令で定めるものを以下の中から選びなさい。

- ① 鉄道・軌道の建設事業(長さ10キロ以上)
- ② 一般国道の新設(4車線以上、長さ7.5キロ以上)
- ③ ダムの新築(貯水面積75ヘクタール以上)
- ④ 廃棄物最終処分場の設置事業(埋立処分場所面積25ヘクタール以上)
- ⑤ 公有水面の埋立て・干拓事業(埋立干拓区域面積40ヘクタール以上)

Ⅱ-1-07 以下の事柄と「法律」との組合せとして、誤っているものを選びなさい。

- ① 非化石エネルギーの利用、エネルギー管理士等：
「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」
- ② 畜産業において発生する家畜排せつ物の適正管理：
「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」
- ③ 不適正処分された産業廃棄物による生活環境上の支障の除去：
「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」
- ④ PCB廃棄物の適正処理：
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」
- ⑤ 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理の罰則：
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

Ⅱ-1-08 「環境基本法」の環境基準に関する次の規定中、誤っている下線部分を選びなさい。

政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る①環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で②維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次に各号に掲げる地域または水域の区分に応じ、当該各号に定めるものが行うものとする。

- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの③政府
- 二 (略)

3 第一項の基準については、④5年をめどに適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に關係するものを⑤総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

Ⅱ-1-09 次に示す概念のうち、「環境基本法」において明文化されていないものを選びなさい。

- ① 環境権
- ② 未然防止
- ③ 原因者負担
- ④ 受益者負担
- ⑤ 持続的発展

II-1-10 「地球温暖化対策法」に定める温室効果ガスとして7種類の物質が挙げられている、次の組合せのうち正しいものを選びなさい。

- ① 二酸化炭素、一酸化二窒素、三ふつ化窒素、二酸化硫黄
- ② メタン、二酸化炭素、二酸化窒素、六ふつ化硫黄
- ③ 二酸化炭素、二酸化窒素、一酸化二窒素、メタン
- ④ 三ふつ化窒素、メタン、一酸化炭素、二酸化窒素
- ⑤ 三ふつ化窒素、六ふつ化硫黄、二酸化炭素、一酸化二窒素

II-1-11 「環境影響評価法」の配慮書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る実施の判断において、当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行うように努めなければならない。
- ② 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書を作成しなければならない。
- ③ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付しなければならない。
- ④ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。
- ⑤ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

II-1-12 「環境影響評価法」に基づく環境アセスメント手続の実施状況 2025年(令和7年)3月31日時点)に関する次の表のうち、誤っているものを選びなさい。

番号	対象事業	手続実施件数
①	道路	98
②	鉄道	19
③	発電所(火力)	85
④	発電所(太陽光)	560
⑤	飛行場	16

II-1-13 「環境影響評価法」の方法書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、主務大臣の意見が述べられたときはこれを勘案して、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、方法書を作成しなければならない。
- ② 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。
- ③ 事業者は、方法書を作成したときは、主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。
- ④ 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ⑤ 事業者は、その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、インターネットの利用その他の方法により当該方法書説明会を開催しなければならない。

II-1-14 「環境影響評価法」の準備書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、主務省令で定めるところにより、準備書を作成しなければならない。
- ② 事業者は、準備書を作成したときは、関係都道府県知事と関係市町村長に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。
- ③ 事業者は、準備書を作成したことを公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧し、地方公共団体の庁舎やインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ④ 事業者は、縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための準備書説明会を開催する際、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは関係地域以外の地域において開催することができる。
- ⑤ 事業者は、準備書についての意見書の提出期間を経過した後、準備書について述べられた意見の概要と当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を、関係都道府県知事及び関係市町村長並びに主務大臣及び環境大臣に送付することができる。

II-1-15 「環境影響評価法」の評価書及び報告書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを見出してください。

- ① 事業者は、評価書の公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。ただし、政令で定める軽微な実施に該当する場合は、この限りでない。
- ② 事業者は、評価書の公告を行った後に、対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- ③ 事業者は、評価書の公告を行った後に、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合、当該変更が事業規模の縮小に該当するとき、「環境影響評価法」の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。
- ④ 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。
- ⑤ 評価書の公告を行った事業者は、当該事業の実施において講じた環境保全措置（措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む）、当該事業の実施において将来判明すべき環境状況の把握のための措置及び判明した環境状況に応じて講じた環境保全措置に係る報告書を作成しなければならない。

II-1-16 「環境影響評価法」と地方公共団体の条例との関係に関する次の記述のうち、誤っているものを見出してください。

- ① 地方公共団体の環境アセスメント制度は、国の「環境影響評価法」と連携しつつ、地域の特性や実情に応じた独自の規定を持っており、地域の環境保全のためにとても重要な役割を果たしている。
- ② 一つの事業について、「環境影響評価法」と地方公共団体の条例による手續が重複して義務付けられることは、事業者にとって過度の負担となりうる。
- ③ 「環境影響評価法」第61条では、地方公共団体の環境アセスメント条例との関係について規定し、手續が重複したり、法の手續の進行を妨げたりしないように配慮している。
- ④ 第二種事業における配慮書手續の取扱いについて、「環境影響評価法」に基づく配慮書手續が行われない事業に関しては、地域の自然的、社会的条件から判断して条例に基づく配慮書手續を設けなければならない。
- ⑤ 報告書手續の取扱いについて、地域の自然的、社会的条件から判断して必要に応じ条例に基づく報告書手續を課すことは妨げない。

II-1-17 地方公共団体の環境アセスメント制度の特徴に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 地方公共団体では独自の環境アセスメント制度を設けており、ほとんどの都道府県と政令指定都市に条例による制度がある。
- ② 地方公共団体のアセスメント制度には、コミュニティや文化財などの法対象事業以外の事業種を対象とするものがある。
- ③ 地方公共団体のアセスメント制度では、第二種事業およびそれよりも小規模の事業を対象とする。
- ④ 地方公共団体のアセスメント制度には、公聴会の開催による住民意見を聞く機会を設けているものがある。
- ⑤ 地方公共団体のアセスメント制度には、第三者機関による審査手続を設けるものがある。

II-1-18 地域循環共生圏に関する次の記述のうち、①～⑤に入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

地域循環共生圏は、地域資源を持続的に活用して【①】を統合的に良くしていく事業を生み出し続けることで地域課題を解決し続ける「【②】」を作るとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「【③】」を示す考え方である。【④】を基本として、パートナーシップの下で、地域が抱える【①】課題を統合的に解決していくことから、【⑤】ともいわれる。

- ① 環境・経済・社会
- ② 自立した地域
- ③ 自立・分散型社会
- ④ 地域の主体性
- ⑤ ローカル ESG

II-1-19 環境管理に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 環境管理は、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的危機に対し、循環経済、自然再興、炭素中立といった個別分野の政策を統合的に実施し、相乗効果を発揮することが重要である。
- ② 政府は、環境問題の解決は主に技術革新によって達成されるため、法規制による企業の活動制限は緩和する方向性を示している。
- ③ 持続可能な社会の実現には、国や地方公共団体だけでなく、企業、NPO、市民など、多様な主体がそれぞれの役割を担い、パートナーシップを強化していくことが不可欠である。
- ④ 化学物質の管理においては、製造から使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通じたリスク評価と管理が求められる。
- ⑤ 従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、資源を効率的・循環的に利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が、環境負荷低減の鍵となる。

II-1-20 環境マネジメントとその必要性に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 持続可能な発展をしていくためには、幅広い組織や事業者が、規制に従うだけでなく、自主的かつ積極的に環境保全の取組みを進めていくことが求められる。
- ② 消費者の環境意識は急速に高まっているため、組織や事業者においても、環境マネジメントにより環境保全の取組みを進めていく必要がある。
- ③ 企業間取引におけるグリーン購入の動きが活発化し、環境にやさしい商品・サービスを提供し、環境にやさしい企業であることが、ますます求められている。
- ④ 環境保全に対する規制や要請は、地球環境の容量の限界を考慮して今後ますます強化されると予想されるため、環境マネジメントによる体系的な取組みが求められる。
- ⑤ 環境マネジメントの取組みは、組織内部の管理体制の効率化にはつながらないが、省資源や省エネルギーを通じて経費節減につながると考えられる。

＜共通科目Ⅱ-2：管理技術、技術者倫理等

II-2-21 ヒヤリハットに関する次の記述のうち、環境アセスメント士の対応として最も適切なものを選びなさい。

- ① ヒヤリハットの報告内容によっては、報告者の責任を厳しく追及することにより、周りの安全意識の向上に役立てる。
- ② 定例会議で、ヒヤリハットに関する事例報告があがっていたが、特に重大な内容でなく、件数も少なかったので気に留めなかつた。
- ③ ヒヤリハット報告に対する改善方法の対策会議は、多様な事例が集まつた方が参考になるので、定期的に1年に1回開催することにした。
- ④ ヒヤリハット事例の多い組織は、重大な事故につながる前に職員の役職、技術力、経験年数にかかわらず全員で早期に改善を行うべきである。
- ⑤ ヒヤリハット報告は、当該の事由が発生した部署のトップシークレットなので、社内の他の部署には情報を公開すべきではない。

II-2-22 「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という)に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 「個人情報保護法」の取り扱いで適用対象から除外されているのは、報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動に関する事項である。
- ② 個人情報の取扱いを外部に委託する場合、委託元自身が十分な情報管理を行う責任がある。
- ③ 「個人情報保護法」は、2003年(平成15年)に成立し情報倫理の基本となつてゐる。
- ④ 個人情報について、本人から事実でないという理由により訂正を求められた場合は、そのとおりに訂正を行わなければならない。
- ⑤ 「個人情報保護法」は、インターネット上の情報や大量個人情報の取扱いの面に注目が集まつているが、環境アセスメントの調査業務においても十分注意が必要である。

II-2-23 「知的財産の権利を保護する法令」に関する次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 特許権：「特許法」
- ② 意匠権：「商標法」
- ③ 著作権：「著作権法」
- ④ 実用新案権：「実用新案法」
- ⑤ 営業秘密：「不正競争防止法」

Ⅱ-2-24 著作権に関する次の記述のうち、最も適切なものを選びなさい。

- ① 「著作権法」における著作物とは、思想または感情を創意的に表現したもので、文芸、学術、美術、又は音楽の範囲に属するものであるため、環境アセスメントの調査、予測、評価においては配慮する必要はない。
- ② 著作物を引用する場合、引用した著作物の出所を明示することに留意する。
- ③ 著作物を引用する場合、自分の著作物より引用著作物を主としてもよい。
- ④ 著作権は、著作者の死後40年まで存続する。
- ⑤ 委託契約において報告書の著作権は受託者にあり、引渡し時に発注者に有償で譲渡することができる。

Ⅱ-2-25 環境アセスメント業務の積算方式の考え方について、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 直接経費は、直接必要な費用のことであり、消耗品費、電算機使用料、会議室借上費、委員会手当、旅費・交通費、印刷・製本費等が含まれる。
- ② 技術業務に従事する技術者の直接人件費を算出するための基準日額人件費は、給与、社会保険料の会社負担分、賞与、年間に払われる退職金を合計した額を、稼働日数で割って算出した額である。
- ③ 調査業務費は、管理された機器類を使用して大気質、騒音等の測定を行う現場作業の費用であり、測定した結果の集計や整理、分析のための費用は技術業務費に含まれる。
- ④ 一般管理費等は、企業の経営管理とその活動に必要な経費であり、建物・土地の賃借料、什器備品等の償却費、光熱水費、広告宣伝費、通勤費、福利厚生費等が含まれる。
- ⑤ その他原価は、当該業務に係る間接原価と積上計上以外の直接経費を合わせた費用であり、特殊な技術計算、外部の専門業に外注する場合に必要な経費を含む。

II-2-26 総合評価落札方式に関する次の説明のうち、最も適切なものを選びなさい。

- ① 発注者が業務の概要と入札資格要件を公告した案件について、入札資格要件を満たし、事業の入札に参加を希望するすべての者により競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。
- ② 複数の者に企画書の提出を求め、その内容について審査し、最も優れた内容の企画書を提出した者と契約する方式である。
- ③ 入札価格が予定価格を超えている場合、価格点は入札価格の平均値から減点される。
- ④ 価格のみでなく技術的要素等の評価を行うことが重要である業務について、技術提案と価格提案を併せて提出させ、技術点と価格点を合計して評価し、落札者を決定する方式である。
- ⑤ 技術提案を評価する技術点に関して、最低限の要求条件である基礎点（標準仕様として示される状態の得点）以下の評価項目が2つまで許容される。

II-2-27 環境アセスメント士の倫理要綱に規定されていないものを選びなさい。

- ① 他の技術者との相互協力
- ② 中立公正の堅持
- ③ 公正かつ自由な競争
- ④ 発注者との協力関係の強化
- ⑤ 守秘義務

II-2-28 環境アセスメント士が遵守すべき倫理に関する次の記述のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 環境コンサルタントとして、社内の複数の専門家に、成果品のチェックを依頼するなどして、完成度の高い業務の遂行に努める。
- ② 環境コンサルタントとして、完成度の高い業務の遂行のため、入札前に受注業務に関心を有する業者等との緊密な情報交換を通じて、蓄積された技術やノウハウの取得を図る。
- ③ 環境コンサルタントとして、その品位の保持に努めるとともに、環境コンサルタント相互の信頼を重んじることに留意する。
- ④ 環境コンサルタントとして、社会的規範を逸脱することなく、常に中立公正な立場を堅持する。
- ⑤ 環境コンサルタントとして、依頼者の利益を擁護する立場を堅持するため、業務上知り得た秘密を他に漏らさない。

II-2-29 環境アセスメント士に求められている、資質に関連する次の説明のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 環境アセスメント調査後においては、常に地域情報の確認を行ない、調査内容に関する情報がないかを確認することが重要である。
- ② 新たに制定・更新される環境情報の動向については、常にチェックしておく必要がある。
- ③ 環境アセスメントの業務と直接関わらないが、環境に関わる専門技術者として、社会的な環境に対する状況や動向については、基本知識として理解に努めることが重要である。
- ④ 広範囲な技術業務全般に関して、コストを重視し、安全性をバランスさせて判断を行ない、自社の経営管理の観点で業務運営を行なう必要がある。
- ⑤ PDCAサイクルとは、P(Plan=計画)、D(Do=実施)、C(Check=確認)、A(Act=処置)のことであるが、環境アセスメント業務の中で活用することが必要である。

II-2-30 環境コンサルタント会社に所属する環境アセスメント士の行動について、次の記述を読み、最も相応しい行動を選びなさい。

- ① 環境アセスメント業務において不測の事態が生じた場合、法令と規則が遵守されている限り、環境アセスメント士倫理は十分に徹底されているので、対応策の検討に当たっては、その範囲内で判断すれば良い。
- ② 環境コンサルタント会社に所属している環境アセスメント士は、企業の利益と公衆の利益が相反した場合には、雇用主である会社の利益を最優先に考えるべきだ。
- ③ 会社は受注した仕事を実施する義務を発注者に対して負っているから、発注者の意向には従わなければならない。仮に、法令に違反した内容の指示を発注者から受けても、それは発注者の責任であるから、受注側会社に所属する環境アセスメント士としては、指示どおり実施すべきだ。
- ④ 環境アセスメント士は、企業に所属する以前に、環境アセスメント士という専門職業人であると考えるべきであり、所属する会社が技術に関して法令違反をしているのに気付いたら、まず最初に、会社の上司に対して意見を言うべきである。
- ⑤ 現地での生物調査で、環境省レッドデータブックに記載されている植物が確認された。発注者に報告したところ、造成計画に影響を及ぼすため、ないことにしてほしいと言われたので、その指示に従った。

以上